

協議第 27 号

消防防災の取扱いについて（その 3）

消防防災の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 2 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

消防防災の取扱いについて

- 1 合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。
- 2 非常備消防(消防団)の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。
- 3 消防団運営交付金については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 4 消防水利施設の設置、維持及び管理については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（消防防災）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
27		消防防災の取扱い				
	1	災害備蓄	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	消防補助金等	総務部会	第6回	第7回 ○承認	
	3	防災無線	総務部会	第6回	第7回 ○承認	
	4	常備消防	総務部会	第8回		
	5	非常備消防(消防団)	総務部会	第8回		
	6	消防団運営交付金	総務部会	第8回		
	7	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	4 常備消防
調整方針	合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①消防本部 ②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署） ③消防出張所：14 出張所（清水出張所、池田出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、川尻出張所、田崎出張所、小島出張所、河内出張所、鮑田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、南熊本出張所）</p>	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①宇城広域消防本部（富合町に消防署所なし） 災害対応については、宇城消防署、城南分署での対応 ※非常備消防（消防団）、消防水利施設の設置、維持及び管理の事務を除く。</p>	<p>合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	5 非常備消防(消防団)
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 名称：熊本市消防団 (実員)</p> <p>2. 消防団の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長 1名 ・ 副 団 長 11名 ・ 分 団 長 74名 ・ 副分団長 76名 ・ 部 長 148名 ・ 班 長 430名 ・ 団 員 2,524名 <p>計 3,264名 (条例定数 3,530名)</p> <p>(11方面隊 74ヶ分団 148部)</p> <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 団 長 74,000円 副 団 長 59,000円 分 団 長 39,000円 副分団長 33,000円 部 長 24,000円 班 長 23,000円 団 員 22,000円 <p>4. 費用弁償 訓練等に参加した場合2,400円 消防学校入校 1日×4,000円</p> <p>5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給</p>	<p>1. 名称：富合町消防団 (実員)</p> <p>2. 消防団の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長 1名 ・ 副 団 長 2名 ・ 分 団 長 4名 ・ 副分団長 4名 ・ 班 長 20名 ・ 団 員 220名 <p>計 251名 (条例定数 251名)</p> <p>(4ヶ分団 20班)</p> <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 団 長 126,900円 副 団 長 75,100円 分 団 長 61,700円 副分団長 47,900円 班 長 33,900円 団 員 13,600円 <p>4. 費用弁償 会議出席時等に、1,000円支給</p> <p>5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給</p> <p>6. 消防功労金 16年以上勤務し退職した団員に、勤務年数に応じて支給</p>	<p>合併時に熊本市消防団に統合する。</p> <p>新市消防団の条例定数 3,530人 + 251人 = 3,781人</p> <p>合併後の富合町域の消防団組織 第12方面隊 熊本市消防団第75分団 (1小学校区1分団)</p> <p>団員報酬、費用弁償、退職報償金については、合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>富合町の消防功労金については、合併時に廃止する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	6 消防団運営交付金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																										
	熊 本 市	富 合 町																											
市町別内容	<p>消防団運営交付金 消防団の水火災等災害活動を合理的かつ効率的に運営するための交付金 (熊本市消防団運営交付金交付要綱)</p> <p>1. 交付の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象</th> <th>交付金額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>770,000 円</td> </tr> <tr> <td>分 部</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>21人未満</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>31人未満</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>41人未満</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>90,000 円</td> </tr> <tr> <td>51人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61人以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 交付状況 ・ H17 決算 : 2,700 万円 ・ H18 決算 : 2,700 万円 ・ H19 予算 : 2,700 万円</p>	交付対象	交付金額 (年額)	団本部	770,000 円	分 部	260,000 円	21人未満	40,000 円	21人以上	50,000 円	31人未満	60,000 円	31人以上	70,000 円	41人未満	80,000 円	41人以上	90,000 円	51人未満		51人以上		61人未満		61人以上		<p>消防団活動費補助金 消防団活動の円滑な運営に資するもの。</p> <p>1. 交付の対象 消防団本部へ年額 95 万円 分団へ年額 20 万円 (1 班 × 1 万円)</p> <p>2. 交付状況 ・ H17 決算 : 115 万円 ・ H18 決算 : 115 万円 ・ H19 予算 : 115 万円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
交付対象	交付金額 (年額)																												
団本部	770,000 円																												
分 部	260,000 円																												
21人未満	40,000 円																												
21人以上	50,000 円																												
31人未満	60,000 円																												
31人以上	70,000 円																												
41人未満	80,000 円																												
41人以上	90,000 円																												
51人未満																													
51人以上																													
61人未満																													
61人以上																													

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	7 消防水利施設の設置、維持及び管理
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容																								
	熊 本 市	富 合 町																									
市 町 別 内 容	<p>消防水利は、消防施設及び人員とともに消防活動上重要な施設であり、住宅密集状況・付近の水利整備状況等を考慮した整備をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓 公設 15,488 私設 93 ・ 防火水槽 公設 428 私設 545 <p>2. 開発同意事務 都市計画法第29条の開発許可申請に伴い消防水利の審査・同意を行うもので、使用水利の種類・能力・構造等を審査し同意審査を行っている。</p> <p>3. 過去5カ年の同意状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>年度</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>同意件数</td><td>83</td><td>118</td><td>103</td><td>121</td><td>116</td></tr> </table>	年度	14	15	16	17	18	同意件数	83	118	103	121	116	<p>行政区の簡易水道に付設された消火栓の設置に対し、一部補助をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓 公設 0 私設 245 ・ 防火水槽 公設 16 私設 32 <p>2. 開発同意事務</p> <p>3. 過去5カ年の同意状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>年度</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>同意件数</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr> </table>	年度	14	15	16	17	18	同意件数	1	2	0	1	0	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>1. 消火栓の取扱い 今後の消火栓の整備については、熊本市水道局の上水道整備に合わせて実施する。 既設の消火栓の引継ぎについては、合併前に消火栓を富合町の所有にするものとし、合併後に新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 防火水槽の取扱い 合併時に熊本市の例により統合する。</p>
年度	14	15	16	17	18																						
同意件数	83	118	103	121	116																						
年度	14	15	16	17	18																						
同意件数	1	2	0	1	0																						